

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (1/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
1 保険税率の改正 (基礎課税額(医療給付費分課税額)に係る保険税率の見直し)	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の6.37</u> を乗じて算定する。	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の7.02</u> を乗じて算定する。 【適用年度】令和8年度から	第3条	地方税法 第703条 の4第2項
	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>25,900円</u> とする。	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>27,800円</u> とする。 【適用年度】令和8年度から	第5条	
	世帯別平等割額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>18,200円</u> ・特定世帯 <u>9,100円</u> ・特定継続世帯 <u>13,650円</u>	世帯別平等割額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯 <u>18,600円</u> ・特定世帯 <u>9,300円</u> ・特定継続世帯 <u>13,950円</u> 【適用年度】令和8年度から	第5条の2	
2 保険税率の改正 (後期高齢者支援 金等課税額に係 る保険税率の見 直し)	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の2.33</u> を乗じて算定する。	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の2.46</u> を乗じて算定する。 【適用年度】令和8年度から	第5条の3	
	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,600円</u> とする。	被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,800円</u> とする。 【適用年度】令和8年度から	第5条の5	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (2/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
	世帯別平等割額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,600円</u> ・ 特定世帯 <u>3,300円</u> ・ 特定継続世帯 <u>4,950円</u>	世帯別平等割額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,300円</u> ・ 特定世帯 <u>3,150円</u> ・ 特定継続世帯 <u>4,725円</u> 【適用年度】令和8年度から	第5条の6	
3 保険税率の改正 (介護納付金課税 被保険者に係る 保険税率の見直し)	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の2.12</u> を乗じて算定する。 ----- 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>9,800円</u> とする。	所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の2.38</u> を乗じて算定する。 【適用年度】令和8年度から ----- 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>10,200円</u> とする。 【適用年度】令和8年度から	第6条 ----- 第7条の2	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (3/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
4 保険税率の改正 (子ども・子育て 支援納付金課税 額に係る保険税 率の新設)		所得割額に係る保険税率 総所得金額等に <u>100分の0.31</u> を乗じて算定する。 【適用年度】令和8年度から	第7条の4	
		被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1,900円</u> とする。 【適用年度】令和8年度から	第7条の5	
		18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につい て <u>100円</u> とする。 【適用年度】令和8年度から	第7条の6	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (4/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
5 保険税軽減額の改正 (基礎課税額(医療給付費分課税額)に係る国民健康保険税の減額)	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>18,130円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>12,740円</u> ・特定世帯 <u>6,370円</u> ・特定継続世帯 <u>9,555円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,885円</u>	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>19,460円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>13,020円</u> ・特定世帯 <u>6,510円</u> ・特定継続世帯 <u>9,765円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>4,170円</u> 【適用年度】令和8年度から	第21条第1項 第1号ア 第21条第1項 第1号イ 第21条第2項 第1号ア	地方税法 第703条 の5
	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>12,950円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>9,100円</u> ・特定世帯 <u>4,550円</u> ・特定継続世帯 <u>6,825円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>6,475円</u>	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>13,900円</u> ○世帯別平等割額の減額 ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>9,300円</u> ・特定世帯 <u>4,650円</u> ・特定継続世帯 <u>6,975円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>6,950円</u> 【適用年度】令和8年度から	第21条第1項 第2号ア 第21条第1項 第2号イ 第21条第2項 第1号イ	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (5/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>5,180円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>3,640円</u> ・特定世帯 <u>1,820円</u> ・特定継続世帯 <u>2,730円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>10,360円</u> 	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>5,560円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>3,720円</u> ・特定世帯 <u>1,860円</u> ・特定継続世帯 <u>2,790円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>11,120円</u> <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項第 3号ア</p> <p>第21条第1項第 3号イ</p> <p>第21条第2項 第1号ウ</p>	
	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>12,950円</u> 	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>13,900円</u> <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第2項 第1号エ</p>	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (6/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
<p>6 保険税軽減額の改正 (後期高齢者支援金等課税額に係る国民健康保険税の減額)</p>	<p>7 割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>6,720円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,620円</u> ・特定世帯 <u>2,310円</u> ・特定継続世帯 <u>3,465円</u> ○未就学児が属する世帯の均等割額の減額 未就学児1人について <u>1,440円</u> 	<p>7 割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>6,860円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,410円</u> ・特定世帯 <u>2,205円</u> ・特定継続世帯 <u>3,308円</u> ○未就学児が属する世帯の均等割額の減額 未就学児1人について <u>1,470円</u> <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項 第1号ウ</p> <p>第21条第1項 第1号エ</p> <p>第21条第2項 第2号ア</p>	
	<p>5 割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>4,800円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,300円</u> ・特定世帯 <u>1,650円</u> ・特定継続世帯 <u>2,475円</u> ○未就学児が属する世帯の均等割額の減額 未就学児1人について <u>2,400円</u> 	<p>5 割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>4,900円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,150円</u> ・特定世帯 <u>1,575円</u> ・特定継続世帯 <u>2,363円</u> ○未就学児が属する世帯の均等割額の減額 未就学児1人について <u>2,450円</u> <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項 第2号ウ</p> <p>第21条第1項 第2号エ</p> <p>第21条第2項 第2号イ</p>	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (7/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>1,920円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>1,320円</u> ・特定世帯 <u>660円</u> ・特定継続世帯 <u>990円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,840円</u> 	<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>1,960円</u> ○世帯別平等割額の減額 <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>1,260円</u> ・特定世帯 <u>630円</u> ・特定継続世帯 <u>945円</u> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>3,920円</u> <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項 第3号ウ</p> <p>第21条第1項 第3号エ</p> <p>第21条第2項 第2号ウ</p>	
	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>4,800円</u> 	<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について <u>4,900円</u> <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第2項 第2号エ</p>	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (8/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
7 保険税軽減額の改正 (介護納付金課税 被保険者に係る 国民健康保険税 の減額)	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>6,860円</u>	7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>7,140円</u> 【適用年度】令和8年度から	第21条第1項 第1号オ	
	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>4,900円</u>	5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>5,100円</u> 【適用年度】令和8年度から	第21条第1項 第2号オ	
	2割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>1,960円</u>	2割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>2,040円</u> 【適用年度】令和8年度から	第21条第1項 第3号オ	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (9/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
<p>8 保険税軽減額の改正 (子ども・子育て支援納付金課税額に係る国民健康保険税の減額の新設)</p>		<p>7割軽減世帯 7割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>1,330円</u> ○18歳以上被保険者均等割額の減額 18歳以上被保険者1人について <u>70円</u> ○未就学児が属する世帯の均等割額の減額 未就学児1人について <u>285円</u> 【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項 第1号キ 第21条第1項 第1号ク 第21条第2項 第3号ア</p>	
		<p>5割軽減世帯 ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について <u>950円</u> ○18歳以上被保険者均等割額の減額 18歳以上被保険者1人について <u>50円</u> ○未就学児が属する世帯の均等割額の減額 未就学児1人について <u>475円</u> 【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項 第2号キ 第21条第1項 第2号ク 第21条第2項 第3号イ</p>	

伊勢原市国民健康保険税条例の改正要旨 (10/10)

改正内容	改正前	改正後	国民健康保険 税 条 例	地方税法
		<p>2割軽減世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者均等割額の減額 被保険者1人について 380円 ○18歳以上被保険者均等割額 の減額 18歳以上被保険者1人について 20円 ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について 760円 <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第1項 第3号キ</p> <p>第21条第1項 第3号ク</p> <p>第21条第2項 第3号ウ</p>	
		<p>(7割5割2割)軽減なし世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未就学児が属する世帯の均等 割額の減額 未就学児1人について 950円 <p>【適用年度】令和8年度から</p>	<p>第21条第2項 第3号エ</p>	